

介護保険サービス

社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担の軽減制度についてお知らせ

この制度の目的は、低所得で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。

介護サービスの利用者が、利用者負担軽減を行う社会福祉法人でサービス提供を受ける場合、次の要件のすべてに該当する人は町に申請することにより利用者負担が軽減されます。対象となられた方には「社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認証」を交付します。

※利用者負担段階2段階および1段階の認定を受けている方は、対象となりません。

軽減内容	利用者負担（介護保険1割負担金+食費および居住費）のうち4分の1（老齢福祉年金受給者については2分の1）が軽減となります。
対象者 ※すべての要件に該当する人	<ul style="list-style-type: none"> ◆世帯全員が町民税非課税であること ◆年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ◆日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有しないこと ◆負担能力のある親族に扶養されていないこと ◆介護保険料を滞納していないこと
対象のサービス	<p>利用者負担軽減を実施する社会福祉法人が提供する次のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆介護福祉施設サービス ◆短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ◆通所介護・介護予防通所介護 ◆認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ◆訪問介護・介護予防訪問介護 など

※ご不明な点等ございましたら、役場保険課介護保険係までおたずねください。

問い合わせ先 役場保険課介護保険係 ☎ 286-3111 内線 124・125

必着
平成22年1月10日(日)
提出期限
問い合わせ先
益城町農業委員会事務局
☎ 286・3111
内線 244

「農業委員会委員選挙人名簿」は、農家のみなさまの申請に基づいて毎年1月1日現在で新しく作り直されます。
申請書を12月下旬に郵送しますので、記入後、同封してある返信用封筒で、郵便切手を貼らずにご提出ください。

新しく作り直されます
農業委員会委員選挙人名簿

対象となる方は申請書の提出をお願いします